

平成 30 年度石川県計画に関する 事後評価

令和 3 年 11 月
石川県

3. 事業の実施状況

平成30年度石川県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 在宅歯科医療推進事業	【総事業費（R2）】 401千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	石川県医師会	
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者や障害者等の生活の質を確保するためには、「口から食べる」ことが重要であり、そのために適切な口腔ケアや歯科医療の重要性の普及啓発と体制整備が必要である。 アウトカム指標：訪問歯科診療を担う診療所数 68か所（H30） → 70か所（H31）	
事業の内容	歯科のない病院において入院中から口腔ケアを実施することにより、口腔ケアの重要性を普及する。また、在宅療養者や障害者等、歯科診療所への通院が困難な患者に対して、医療介護の多職種が連携して訪問歯科診療を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・歯科のない病院における口腔ケアラウンド 30回 ・石川県口腔保健医療センターにおける多職種との連携を図るための訪問歯科診療 100件	
アウトプット指標（達成値）	・歯科のない病院における口腔ケアラウンド 5回 ・石川県口腔保健医療センターにおける多職種との連携を図るための訪問歯科診療 168件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問歯科診療を担う診療所数 38か所（R3.11） ※R2に「在宅療養支援歯科診療所」の算定基準が変更されたため、件数が大幅に減少 （1）事業の有効性 本事業は、石川県口腔保健医療センターが多職種による訪問歯科診療を実施し、他の歯科診療所における訪問歯科診療のモデルとなることで、県内の多職種による訪問歯科診療を推進するものであり、アウトカム指標にすぐに事業の効果が現れるものではない。今回、本事業の実施により、目標値を上回る件数の訪問歯科診療が実施され、在宅療養者や障害者等への適切な歯科医療の提供及び医療介護間の連携強化に資するものであったと考えており、事業内容を再検討しながら引き続き実施していく。 （2）事業の効率性 石川県歯科医師会と協力して実施することにより、実効的で効率的な執行ができたと考える。	
その他	※令和2年度基金を活用し、事業を継続	